一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年11月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社さくら交通(法人番号:5021001019808) 代表者 朝倉 重徳
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県厚木市妻田西1-19-5 (本社営業所) 神奈川県厚木市妻田西1-19-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 95日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6)違反行為の概要	令和3年5月25日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第45条)、(2)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点
	当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)